

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月30日（令和6年（行情）諮問第618号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第667号）

事件名：依願退職予定の陸上幹部自衛官に対するアンケートについて（通達）
等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年12月21日付け防官文第25982号及び令和6年2月9日付け同第2453号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1

ア ないしか （略）

（2）審査請求書2

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

(3) 意見書

過去に開示された同様な文書程度の開示は可能である。

過去において同様な文書（開示請求受付番号：2020. 4. 13 - 本本B206）が開示されており、これと同程度の開示は可能であるはずである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月21日付け防官文第25982号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年2月9日付け防官文第2453号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1（かがみを除く。）ないし文書4について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(6) (略)

(7) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) (略)

(11) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月12日 審議
- ④ 同年7月9日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 令和8年9月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書は開示請求書の「陸幕補第403号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。【裏面を御参照下さい】」との記載及び添付文書から、同文書に記載のある令和5年4月5日付け陸幕補第403号の通達（以下「本件通達」という。）及び当該文書がつづられている行政文書ファイルにつづられているその他の文書の全てを求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件開示請求時において、本件通達をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認めら

れない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

標記の不開示部分には、依願退職予定の陸上自衛隊幹部自衛官の所属、認識番号（「メールアドレス」欄に記載）、階級（「役職」欄に記載）等及びアンケート調査の回答が記載されており、設問用紙（文書3）には当該アンケートで得られた個人情報当該アンケートの目的以外に第三者に提供されることはない旨明記されている。

当該不開示部分を公にした場合、当該アンケート対象者との信頼関係が損なわれるだけでなく、将来の同様の調査においても、調査対象者の信頼を失い、具体的な回答を得ようとしても十分な協力が得られなくなり、正確な実態の把握が困難になるなど、今後の同種の調査を適正に行うことが困難になるおそれがある。

イ 以下、検討する。

本件対象文書を見分したところ、文書4は「ファイル名」欄（回答日時及び所属）、「テストタイトル」欄（当該アンケートのタイトル）、「回答日」欄、「被験者名」欄（全て空白）、「機関」欄、「局」欄、「課」欄、「メールアドレス」欄（認識番号）、「役職」欄（階級）、「点数」欄（全て「0」）、「問1」ないし「問30」欄（全て空白）、「受験者回答__問1」ないし「受験者回答__問30」欄及び「自由記入__問1」ないし「自由記入__問30」欄の各項目から構成されている。

また、文書3を確認したところ、諮問庁が上記アで説明する記載があるとともに、当該アンケートの目的として、「依願退職に至った本質的な原因や、部隊等での勤務実態に係る問題点等を把握してじ

後の分析に資するもの」などと記載されていると認められる。

(ア) 当該不開示部分のうち、下記(イ)に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の同種の調査において必要とされる、正確な実態の把握が行えなくなり、調査の業務に支障を来すおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) しかしながら、当該不開示部分のうち、「テストタイトル」欄、「被験者名」欄、「点数」欄及び「問1」ないし「問30」欄については、個人に関する情報が記載されているとは認められず、また、これを公にしても、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

陸幕補第403号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 依願退職予定の陸上幹部自衛官に対するアンケートについて（通達）（陸幕補第403号。令和5年4月5日）

文書2 依願退職予定の陸上幹部自衛官に対するアンケートについて（依頼）（陸幕補第438号。令和5年4月11日）

文書3 依願退職予定者に対するアンケート

文書4 集積データ（アンケート）

3 開示すべき部分

文書4の1枚目ないし11枚目の不開示部分のうち、「テストタイトル」、「被験者名」、「点数」及び「問1ないし問30」の欄の全て

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	2 枚目の一部	
2	文書 4	1 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
		2 枚目から 1 1 枚目まで及び 1 3 枚目から 1 8 枚目までのそれぞれ一部	